

# 審 査 基 準

平成28年1月14日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第17条第8項
処 分 の 概 要 : 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者 (委任先) : 熊本県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第8項 (譲渡許可証等の再交付の申請)、同第50条の2 (猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第12条 (政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項 (譲渡許可証等の再交付の申請)、同第13条 (申請及び届出の手続)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 申請先警察署の生活安全課 (係) 熊本県警察本部生活環境課 (電話番号 : 096-381-0110)
備 考 :